

保存用

大阪教育委員会  
大阪市立古市小学校

## 非常変災時等の措置について

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

午前7時の時点及び午前7時を過ぎて**始業時刻まで**に、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、**臨時休業措置**とします。

- ア 大阪市において、「**暴風警報**」若しくは「**暴風雪警報**」又は「**特別警報**」が発表された場合。
- イ 所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の「**警戒レベル3（高齢者等は避難）**」、「**警戒レベル4（全員避難）**」の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、**震度5弱以上の地震**が発生（気象庁発表）した場合。
- エ 「**南海トラフ地震**に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な**地震発生の可能性**が平常時に比べて相対的に**高まった**と評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

※児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と保護者等の在宅を確認したうえで、引渡しもしくは教職員が引率等を行い下校させます。ただし、校区内に「**警戒レベル4（全員避難）**」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

※児童登校後に特別警報や暴風警報が発令された場合、気象状況により、集団下校を行う場合があります。下校時に保護者の方が不在の場合は、児童の安全を配慮し下校させることができません。学校へお迎えをお願いすることがあります。集団下校など、臨時の措置をとる場合は、**学校ホームページ**や**緊急連絡メール**でお知らせします。

※学校が臨時休業になれば、いきいき活動も中止になります。

※登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。

※電話での問い合わせは、緊急の場合を除き、できるだけ控えてください。